

機密保持契約書

***** (以下「甲」という。)、東海電子株式会社 (以下「乙」という。) は、甲乙間において、甲の*****サービスと、乙のアルコール測定器及び運輸安全 PRO との連携において、相互間の情報提供等を目的として「機密情報」の取扱いを明確にする為に、次の通りの契約を締結する。

第1条 (「機密情報」の定義)

本契約でいう「機密情報」とは、文書、図面、その他書類に記載され、又は電磁的若しくは、光学的に記録された情報で、開示する当事者 (以下「開示当事者」という。) が開示した時点において機密として取り扱っている情報および甲乙間で保有する個人情報、甲乙間で協議中の事項 (協議中であるとの事実も含む。) を指す。

但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- ① 開示当事者から開示された時点で、既に公知となっている情報。
- ② 開示当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
- ③ 開示当事者から開示された時点で、既に自ら保有していた情報。
- ④ 正当な権限を有する第三者から開示された情報。
- ⑤ 開示当事者の協力なくして入手可能な情報。

第2条 (機密保持義務)

1 甲及び乙は、開示当事者から入手する「機密情報」については厳に機密を保持し、本件目的の為に用いるものとし、必要な範囲内で自社、子会社 (会社法第2条第3号で定義される子会社) の取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士又は公認会計士等 (以下「関係当事者」という。) を除き、開示当事者の合意なくして第三者にこれを漏洩したり、開示したりしてはならない。

2 甲及び乙は、前項の「関係当事者」の行為について全責任を負うものとし、かつ「関係当事者」に対し、本契約上の義務を遵守させなければならない。

3 甲及び乙は、本条第1項に規定する以外の者に機密情報を開示する場合には、予め開示当事者からの書面による了承を得るものとし、開示先から前項に定める機密保持義務を遵守する旨の本契約内容と同様の機密保持契約書を徴するものとする。ただし、行政官庁若しくは裁判所の命令・要請その他法令等により機密情報を開示する必要がある場合はこの限りではない。なお、この場合機密情報の受領者 (以下「受領当事者」という。) は、事前に開示当事者に通知するものとする。緊急かつやむを得ず事前に通知できなかった場合には、受領当事者は事後直ちに開示当事者に開示の事実及び開示した情報を通知しなければならない。

第3条（「機密情報」についての責任）

甲及び乙は、相手方に対して不正確又は不完全な「機密情報」を提供しないように可能な範囲での注意を払うものとするが、当該「機密情報」の正確性及び完全性について保証しないものとする。

第4条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、本件目的にのみ「機密情報」を使用するものとし、当該目的に反し自らもしくは第三者のために使用してはならない。

第5条（契約期間と「機密情報」の返還）

1 本契約は、締結日より1年間存続するものとする。但し、甲又は乙から、相手方に対し、契約期間満了日の1ヵ月前までに書面による通知がない場合には、本契約は更に1年更新されたものとみなす。

2 甲及び乙は、別途契約が締結された場合には、当該別途契約の定めに従うものとする。

3 甲及び乙は、本契約終了後、開示当事者の請求があった場合には、直ちに交付済の「機密情報」が記載又は記録されたすべての文書、図面その他の書類又は電磁的若しくは光学的記録媒体を、そのすべての写しとともに返還するものとする。但し、甲及び乙は、返還に代えてその破棄を選択できるものとし、その場合には責任をもってこれを破棄し、顛末書の形でその事実を開示当事者に対して報告するものとする。

第6条（個人情報の取扱い）

1 開示当事者は、提供する顧客等の個人データが、個人情報の保護に関する諸法令が要求している必要な要件・手続を具備したものであることを相手方当事者に対し表明する。

2 相手方当事者は、開示当事者から提供を受けた顧客等の個人データを本件目的以外に使用することはできない。また、相手方当事者は、当該個人データ(公知・非公知を問わない)を機密情報に準じて取り扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 相手方当事者は、開示当事者から求めがあった場合、当該個人情報の管理状況について開示当事者に報告しなければならない。また、個人情報に関する保管場所および適切な利用等の取扱状況に関して、開示当事者から事業所への立ち入りなど監査の申し入れがあった場合は、これに協力する。

4 甲及び乙は、受託した業務について、再委託することは原則として禁止する。再委託を希望する場合には委託先企業の名称と概要、再委託の内容、再委託先の情報セキュリティの水準について調査を行い、説明資料を添えて書面により相手方に再委託の承認を受けなければならない。また、再委託先における個人情報保護と情報セキュリティに関しては、事故発生時の損害賠償を含め再委託した当事者が一切の責任を負うものとする。

5 甲及び乙は、個人情報の取り扱いについて、役員を含む全従業員（出向社員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイトを含む。以下、全従業者という）が遵守すべき役割と責

任、および違反の場合の罰則を規定として定め、全従業員に周知しなければならない。

6 甲及び乙は、機密情報の取扱い時に個人情報の漏洩・滅失・毀損・その他事故等（以下、個人情報に関する事故という）が発生した場合直ちに二次被害を防ぐ措置を実施するとともに、直ちに相手方に報告しなければならない。また、甲又は乙および甲又は乙の再委託先において個人情報に関する事故が発生した場合は、再委託した当事者がすべての責任を負うものとする。

第7条（知的財産権）

1 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報に基づいて、発明、考案、意匠の創作、著作物その他知的財産基本法の知的財産権の対象物を生成したときは、遅滞なく開示者に通知の上その権利の帰属について協議する。

2 甲及び乙は、本件目的のために相手方が自己に対し仕様を開示、使用許諾、その他これに準じる行為を行うソフトウェア（以下「ソフトウェア等」という）のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル及び翻案をしてはならない。

3 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なく、有償であるか無償であるかを問わず、ソフトウェア等及びそれらの複製物を第三者に譲渡、貸与もしくはその他の方法で使用させてはならない。

第8条（違反）

甲及び乙は、相手方当事者が本契約に基づく機密保持義務に違反した場合、当該違反行為の差止並びにそれにより被った損害の賠償を相手方当事者又は当該第三者に対して請求することができる。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は自己・自己の役員・支配人・特別利害関係者・主要株主が反社会的勢力に該当しないこと及び反社勢力が自己の経営に関与してないことならびに自己・自己の役員・支配人・特別利害関係者が取引、資金提供その他の行為を通じて、反社会的勢力の維持運営に関与することのほか、反社会的勢力と社会的に非難に値する関係を有していないことを保証する。

第10条（準拠法および管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（未規定事項）

本契約に規定のない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は、信

義誠実の原則にのっとり誠意をもって協議し解決するものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通保有する。

令和**年**月**日

(甲) ****

(乙) 静岡県富士市厚原 247 番地の 15
東海電子株式会社
代表取締役 杉本 哲也

DRAFT